

社 長 の た め の お 勉 強

令和7年1月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

「103万円の壁」が動きます

「年収103万円の壁」は、2025年から引き上げられることが昨年12月20日に決定した与党の税制改正大綱において、明記されました。

課税所得

103万円を超えた部分の金額に税率をかける＝所得税

基礎控除 48万円

48万円 + 55万円 = 103万円

給与所得控除55万円

所得税では、収入や所得から一定額を差し引く「控除」の仕組みがあり、給与を得て働く人は「基礎控除」の48万円と「給与所得控除」の55万円をあわせた103万円を年収が超えると所得税が生じます。

引き上げの金額に関しては与党案が123万円まで、国民民主党案が178万円までとなっており、税制改正大綱には「引続き関係者間で誠実に協議を進める」と記載があるので今後も動向に注目です。

